

令和5年矢板市議会定例会

第394回定例会議

議 案 書

令和6年3月

矢 板 市

令和5年矢板市議会定例会第394回定例会議提出議案

議案第 1 号	令和6年度矢板市一般会計予算	1
議案第 2 号	令和6年度矢板市介護保険特別会計予算	1
議案第 3 号	令和6年度矢板市国民健康保険特別会計予算	1
議案第 4 号	令和6年度矢板市後期高齢者医療特別会計予算	1
議案第 5 号	令和6年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業 特別会計予算	1
議案第 6 号	令和6年度矢板市水道事業会計予算	1
議案第 7 号	令和6年度矢板市下水道事業会計予算	1
議案第 8 号	令和5年度矢板市一般会計補正予算(第9号)	2
議案第 9 号	令和5年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)	2
議案第 10号	令和5年度矢板市水道事業会計補正予算(第3号)	2
議案第 11号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整理に関する条例の制定について	3
議案第 12号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人 情報の提供に関する条例の一部改正について	7
議案第 13号	矢板市職員の給与に関する条例及び矢板市企業職員の給 与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	14
議案第 14号	矢板市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条 例及び矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 について	20

- 議案第 15 号 矢板市手数料条例の一部改正について・・・P 27
- 議案第 16 号 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例の一部改正について
・・・P 35
- 議案第 17 号 矢板市介護保険条例の一部改正について・・・P 39
- 議案第 18 号 矢板市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに・・・P 44
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支
援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 19 号 矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び・・・P 58
運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 20 号 矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、・・・P119
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
を定める条例の一部改正について
- 議案第 21 号 矢板市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関す・・・P140
る基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 22 号 矢板市営住宅条例の一部改正について・・・P154
- 議案第 23 号 矢板市水道事業給水条例及び矢板市水道法施行条例の一・・・P156
部改正について
- 議案第 24 号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について・・・P162
- 議案第 25 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつ・・・P163
いて

議案第 1 号 令和 6 年度矢板市一般会計予算

議案第 2 号 令和 6 年度矢板市介護保険特別会計予算

議案第 3 号 令和 6 年度矢板市国民健康保険特別会計予算

議案第 4 号 令和 6 年度矢板市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 5 号 令和 6 年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計
予算

議案第 6 号 令和 6 年度矢板市水道事業会計予算

議案第 7 号 令和 6 年度矢板市下水道事業会計予算

(以上別冊)

議案第 8 号 令和 5 年度矢板市一般会計補正予算 (第 9 号)

議案第 9 号 令和 5 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 10 号 令和 5 年度矢板市水道事業会計補正予算 (第 3 号)

(以上別冊)

議案第 1 1 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、別紙のように定める。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(矢板市監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 矢板市監査委員に関する条例（昭和39年矢板市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(請求及び要求による監査) 第2条 法第75条第1項及び__第24 2条第1項の規定による監査の請求又は法第98条第2項、__第199条第6項及び第7項、__第235条の2第2項並びに <u>第243条の2の8第3項</u> __の規定による監査の要求があつたときは、監査委員は10日以内に監査に着手しなければならない。	(請求及び要求による監査) 第2条 法第75条第1項及び <u>法</u> 第24 2条第1項の規定による監査の請求又は法第98条第2項、 <u>法</u> 第199条第6項及び第7項、 <u>法</u> 第235条の2第2項並びに <u>法</u> 第243条の2の2第3項の規定による監査の要求があつたときは、監査委員は10日以内に監査に着手しなければならない。

(矢板市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 矢板市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和4年矢板市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示

すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(矢板市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 矢板市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年矢板市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）</p>

第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。

第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 1 2 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ
く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を、
別紙のように定める。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年矢板市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「<u>番号利用法</u>」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>番号利用法第19条第11号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「<u>番号法</u>」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>番号法第19条第10号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p>

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 番号利用法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 番号利用法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 特定個人番号利用事務 番号利用法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 番号利用法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

(個人番号の利用範囲)

第4条 番号利用法第9条第2項の条例

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(個人番号の利用範囲)

第4条 番号法第9条第2項の条例

で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長又は矢板市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う特定個人番号利用事務とする。

2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号利用法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号利用法の規定により、情報

で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長又は矢板市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う番号法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報

提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 略

(特定個人情報の提供)

第5条 番号利用法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 略

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1～4	略
5 市長	<u>難病患者等福祉手当</u> の支

提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 略

(特定個人情報の提供)

第5条 番号法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 略

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1～4	略
5 市長	<u>特定疾患患者福祉手当</u> の支

	給に関する事務で規則で定めるもの
6～16 略	
17 削除	
18～31 略	
32 市長	高等職業訓練促進給付金等_____の支給に関する事務で規則で定めるもの
33～39 略	

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1～4 略		
5 市長	難病患者等福祉手当の支給に関する事務で規則で定めるもの	略
6～16 略		
17 削除		

	給に関する事務で規則で定めるもの
6～16 略	
17 市長	高齢者福祉電話設置事業に関する事務で規則で定めるもの
18～31 略	
32 市長	母子家庭等高等技能訓練促進費等の支給に関する事務で規則で定めるもの
33～39 略	

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1～4 略		
5 市長	特定患者福祉手当の支給に関する事務で規則で定めるもの	略
6～16 略		
17 市長	高齢者福祉電話設置事業に関する	住民票関係情

					<u>る事務で規則で</u>	<u>報で規</u>
					<u>定めるもの</u>	<u>則で定</u>
						<u>めるも</u>
						<u>の</u>
						<u>地方税</u>
						<u>関係情</u>
						<u>報で規</u>
						<u>則で定</u>
						<u>めるも</u>
						<u>の</u>
18～31 略			18～31 略			
32 市長	<u>高等職業訓練促</u>	略	32 市長	<u>母子家庭等高等</u>	略	
	<u>進給付金等</u>	略		<u>技能訓練促進費</u>	略	
	<u>の支給に關す</u>	略		<u>等の支給に關す</u>	略	
	<u>る事務で規則で</u>	略		<u>る事務で規則で</u>	略	
					<u>定めるもの</u>	
33～37 略			33～37 略			

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第13号

矢板市職員の給与に関する条例及び矢板市企業職員の給与の種類及び
基準に関する条例の一部改正について

矢板市職員の給与に関する条例及び矢板市企業職員の給与の種類及び基準に関する
条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和6年2月22日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市職員の給与に関する条例及び矢板市企業職員の給与の種類及び
基準に関する条例の一部を改正する条例

(矢板市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 矢板市職員の給与に関する条例（昭和30年矢板市条例第50号）の一部
を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示
すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、矢板市職員の勤務時 間、休日及び休暇に関する条例（平成 7年矢板市条例第2号。以下「休暇等 条例」という。）第6条第4項に規定 する正規の勤務時間（以下単に「正規 の勤務時間」という。）による勤務に 対する報酬であつて、管理職手当、扶 養手当、住居手当、通勤手当、単身赴 任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手 当、時間外勤務手当、休日勤務手当、 夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、矢板市職員の勤務時 間、休日及び休暇に関する条例（平成 7年矢板市条例第2号。以下「休暇等 条例」という。）第6条第4項に規定 する正規の勤務時間（以下単に「正規 の勤務時間」という。）による勤務に 対する報酬であつて、管理職手当、扶 養手当、住居手当、通勤手当、単身赴 任手当_____、特殊勤務手 当、時間外勤務手当、休日勤務手当、 夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員</p>

特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当
を除いたものとする。

(通勤手当)

第10条の3 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる
職員の区分に応じ、当該各号に定める
額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲
げる職員の区分に応じ、支給単位期
間につき、それぞれ次に定める額
(第10条の5第1項の規定により
在宅勤務等手当を支給される職員及
び定年前再任用短時間勤務職員 (支
給単位期間当たりの通勤回数を考慮
して市規則で定める職員に限る。)
にあつては、その額から、その額に
市規則で定める割合を乗じて得た額
を減じた額)

ア～ス 略

(3) 略

3～8 略

特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当
を除いたものとする。

(通勤手当)

第10条の3 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる
職員の区分に応じ、当該各号に定める
額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲
げる職員の区分に応じ、支給単位期
間につき、それぞれ次に定める額
(定年前再任用短時間勤務職員のうち、
_____支
給単位期間当たりの通勤回数を考慮
して市規則で定める職員_____)
にあつては、その額から、その額に
市規則で定める割合を乗じて得た額
を減じた額)

ア～ス 略

(3) 略

3～8 略

第10条の4 略

(在宅勤務等手当)

第10条の5 住居その他これに準ずる

ものとして市規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他市規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、市規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

第10条の4 略

(矢板市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 矢板市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年矢板市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(給与の種類)

第2条 略

2 略

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

第6条の2 略

(在宅勤務等手当)

第6条の3 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。)の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

(給与の種類)

第2条 略

2 略

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当_____、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

第6条の2 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第14号

矢板市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び矢板市
職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

矢板市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び矢板市職員の育児
休業等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和6年2月22日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び矢板市
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(矢板市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 矢板市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年矢板市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>_____</u>期末手当<u>及び勤勉手当</u>をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬、<u>_____</u>期末手</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び</u>期末手当<u>_____</u>をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬<u>及び</u>期末手</p>

当及び勤勉手当をいう。

2 略

(フルタイム会計年度任用職員の期末
手当)

第17条 略

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。))を同じくするものに限る。次項_____において同じ。)の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉
手当)

第17条の2 給与条例第20条の規定

は、任期の定めが6月以上のフルタイ

当_____をいう。

2 略

(フルタイム会計年度任用職員の期末
手当)

第17条 略

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。))を同じくするものに限る。次項及び第29条において同じ。)の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 略

第29条の2 給与条例第20条の規定

は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして市規則で定めるものを除く。次項において同じ。）について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

（矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 矢板市職員の育児休業等に関する条例（平成4年矢板市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示

すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法_____第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育</p>

児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、市規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、市規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第15号

矢板市手数料条例の一部改正について

矢板市手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和6年2月22日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市手数料条例の一部を改正する条例

矢板市手数料条例（平成12年矢板市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種類	金額	種類	金額
(1)～(7の4) 略		(1)～(7の4) 略	
(8) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項</u> 若しくは第126条の規定に基づく <u>戸籍証明書</u>	略	(8) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項_____若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスク（これに準ずる方法により一</u>	略

<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の交付手数料</p>		<p><u>定の事項を確実に記録することができる物を含む。次号において同じ。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料</u></p>	
<p>(9) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、<u>第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>略</p>	<p>(9) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項_____若しくは第126条の規定に基づく<u>磁気ディスク</u>をもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは</p>	<p>略</p>

<p>_____の交 付手数料</p>		<p><u>一部を証明した書面の交</u> 付手数料</p>	
<p>(10)・(11) 略</p>		<p>(10)・(11) 略</p>	
<p>(11の2) <u>戸籍法第1</u> <u>20条の3第2項の規定</u> <u>に基づく戸籍電子証明書</u> <u>提供用識別符号の発行</u> <u>(情報通信技術を活用し</u> <u>た行政の推進等に関する</u> <u>法律(平成14年法律第</u> <u>151号)第7条第1項</u> <u>の規定により同法第6条</u> <u>第1項に規定する電子情</u> <u>報処理組織を使用する方</u> <u>法(総務省令で定めるも</u> <u>のに限る。以下この項に</u> <u>おいて同じ。)</u>により戸 <u>籍電子証明書提供用識別</u> <u>符号の発行を行う場合</u> <u>(当該発行に係る戸籍電</u> <u>子証明書の請求が同条第</u> <u>1項の規定により同項に</u> <u>規定する電子情報処理組</u></p>	<p>戸籍電子 証明書提 供用識別 符号1件 につき 400円</p>		

<p> <u>組織を使用する方法により</u> <u>行われた場合に限る。)</u> <u>における当該発行及び戸</u> <u>籍電子証明書提供用識別</u> <u>符号の発行に係る戸籍電</u> <u>子証明書の請求を行う者</u> <u>が同時に当該戸籍電子証</u> <u>明書が証明する事項と同</u> <u>一の事項を証明する戸籍</u> <u>の謄本若しくは抄本又は</u> <u>戸籍証明書の請求を行う</u> <u>場合における当該発行を</u> <u>除く。)</u> 手数料 </p>	
<p> <u>(11の3) 戸籍法第1</u> <u>20条の3第2項の規定</u> <u>に基づく除籍電子証明書</u> <u>提供用識別符号の発行</u> <u>(情報通信技術を活用し</u> <u>た行政の推進等に関する</u> <u>法律第7条第1項の規定</u> <u>により同法第6条第1項</u> <u>に規定する電子情報処理</u> <u>組織を使用する方法によ</u> </p>	<p> <u>除籍電子</u> <u>証明書提</u> <u>供用識別</u> <u>符号1件</u> <u>につき</u> <u>700円</u> </p>

<p><u>り除籍電子証明書提供用 識別符号の発行を行う場 合（当該発行に係る除籍 電子証明書の請求が同項 の規定により同項に規定 する電子情報処理組織を 使用する方法により行わ れた場合に限る。）にお ける当該発行及び除籍電 子証明書提供用識別符号 の発行に係る除籍電子証 明書の請求を行う者が同 時に当該除籍電子証明書 が証明する事項と同一の 事項を証明する除かれた 戸籍の謄本若しくは抄本 又は除籍証明書の請求を 行う場合における当該発 行を除く。）手数料</u></p>			
<p>(12) 戸籍法第48条 第1項（同法第117条 において準用する場合を 含む。）の規定に基づく</p>	<p>略</p>	<p>(12) 戸籍法第48条 第1項（同法第117条 において準用する場合を 含む。）の規定に基づく</p>	<p>略</p>

<p>届出若しくは申請の受理の証明書の交付、<u>同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料</u></p>		<p>届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は<u>同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の</u> _____ _____ _____</p> <p>交付手数料</p>	
<p>(13) <u>戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供</u></p>	<p>書類又は<u>届書等情報の内容を表示したもの</u> 1 件につき 350 円</p>	<p>(13) <u>戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類の閲覧手数料</u> _____ _____ _____</p>	<p>書類____ _____ _____ _____ 1 件につき 350 円</p>

する事務手数料			
(14) ~ (45) 略		(14) ~ (45) 略	

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第16号

矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和6年2月22日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年矢板市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>掲示等</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる<u>重要事項</u>を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）</u>により公衆の閲覧に供しなけれ</p>	<p>(<u>掲示</u>)</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる<u>重要事項</u>を<u>掲示しなければならない</u></p>

ばならない。

(電磁的記録等)

第53条 略

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当

_____。

(電磁的記録等)

第53条 略

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当

<p>該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）</u></p> <hr/> <p>_____をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 略</p>	<p>該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 略</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

議案第17号

矢板市介護保険条例の一部改正について

矢板市介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和6年2月22日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市介護保険条例の一部を改正する条例

矢板市介護保険条例（平成12年矢板市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>30,000円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>45,200円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>45,500円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>36,000円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>54,000円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>54,000円</u></p>

(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 59,400円

(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 66,000円

(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 79,200円

(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 85,800円

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 99,000円

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 112,200円

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 125,400円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 138,600円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 151,800円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 158,400円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率

(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 64,800円

(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 72,000円

(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 86,400円

(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 93,600円

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 108,000円

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 122,400円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率

は、同号の規定にかかわらず、18, 800円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18, 800円」とあるのは、「32, 000円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18, 800円」とあるのは、「45, 200円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第38条第

は、同号の規定にかかわらず、21, 600円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「21, 600円」とあるのは、「36, 000円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21, 600円」とあるのは、「50, 400円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に令第38条第

1 項第 1 号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第 2 号ロ、第 3 号ロ、第 4 号ロ、第 5 号ロ、第 6 号ロ、第 7 号ロ、第 8 号ロ、第 9 号ロ、第 10 号ロ、第 11 号ロ又は第 12 号ロに該当するに至った第 1 号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第 1 号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第 1 号から第 12 号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

1 項第 1 号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第 2 号ロ、第 3 号ロ、第 4 号ロ、第 5 号ロ、第 6 号ロ、第 7 号ロ又は第 8 号ロに該当するに至った第 1 号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第 1 号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第 39 条第 1 項第 1 号から第 8 号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の矢板市介護保険条例第 4 条の規定は、令和 6 年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和 5 年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

議案第18号

矢板市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

矢板市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和6年2月22日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

矢板市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年矢板市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 <u>地域包括支援センターの設置者</u>である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所 _____ ごとに <u>1</u> 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</p> <p><u>2</u> <u>指定居宅介護支援事業者である指定</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 _____ _____指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに <u>1</u> 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。</p>

介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

(管理者)

第4条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規

(管理者)

第4条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所 _____ ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する _____ 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 略

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4～8 略

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ_____、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員_____の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4～8 略

(利用料等の受領)

第11条 略

2 指定居宅介護支援事業者である指定

介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定

介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第12条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指

(利用料等の受領)

第11条 略

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第12条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条_____の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指

定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第13条 地域包括支援センターの設置

者である指定介護予防支援事業者は、
法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び第4章の規定 (第31条第29号の規定を除く。) を遵守するよう措置させなければならないこと。

(揭示)

第22条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービ

定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第13条 _____

_____指定介護予防支援事業者は、
法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び第4章の規定 _____ を遵守するよう措置させなければならないこと。

(揭示)

第22条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービ

スの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、重要事項 _____ を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（記録の整備）

第29条 略

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

スの選択に資すると認められる重要事項 _____ を掲示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（記録の整備）

第29条 略

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア～ウ 略

エ 第31条第15号の規定による
評価の結果の記録

オ 略

(3) 第31条第2号の3の規定による
身体的拘束その他利用者の行動を制
限する行為（同条第2号の2及び第
2号の3において「身体的拘束等」
という。）の態様及び時間、その際
の利用者の心身の状況並びに緊急や
むを得ない理由の記録

(4) 第16条の規定による市への通知
に係る記録

(5) 第26条第2項の規定による苦情
の内容等の記録

(6) 第27条第2項の規定による事故
の状況及び事故に際して採った処置
についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方
針)

第31条 指定介護予防支援の方針は、
第2条に規定する基本方針及び前条に
規定する基本取扱方針に基づき、次に

ア～ウ 略

エ 第31条第15号に規定する
評価の結果の記録

オ 略

(3) 第16条に規定する 市への通知
に係る記録

(4) 第26条第2項に規定する 苦情
の内容等の記録

(5) 第27条第2項に規定する 事故
の状況及び事故に際して採った処置
についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方
針)

第31条 指定介護予防支援の方針は、
第2条に規定する基本方針及び前条に
規定する基本取扱方針に基づき、次に

掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当

たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場

合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(13) 略

(14) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(14)の2・(15) 略

(16) 担当職員は、モニタリング

掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

(3)～(13) 略

(14) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。_____）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(14)の2・(15) 略

(16) 担当職員は、第13号に規定する

_____に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回_____、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用

実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(7) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(4) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化

があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月
(イただし書の規定によりテレビ
電話装置等を活用して利用者に面
接する月を除く。)においては、
可能な限り、指定介護予防通所リ
ハビリテーション事業所（指定介
護予防サービス等基準第117条
第1項に規定する指定介護予防通
所リハビリテーション事業所をい
う。）を訪問する等の方法により
利用者に面接するよう努めるとと
もに、当該面接ができない場合に
あつては、電話等により利用者との
連絡を実施すること。

オ 略

(17)～(28) 略

(29) 指定居宅介護支援事業者である指
定介護予防支援事業者は、法第11
5条の30の2第1項の規定により
市長から情報の提供を求められた場
合には、その求めに応じなければな

イ 利用者の居宅を訪問しない月

_____においては、
可能な限り、指定介護予防通所リ
ハビリテーション事業所（指定介
護予防サービス等基準第117条
第1項に規定する指定介護予防通
所リハビリテーション事業所をい
う。）を訪問する等の方法により
利用者に面接するよう努めるとと
もに、当該面接ができない場合に
あつては、電話等により利用者との
連絡を実施すること。

ウ 略

(17)～(28) 略

らない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の矢板市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第22条第3項（同条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

議案第19号

矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和6年2月22日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年矢板市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護 従業者の員数)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所の同一敷地内に次に掲げる いずれかの施設等がある場合におい て、当該施設等の入所者等の処遇に支 障がない場合は、前項本文の規定にか かわらず、当該施設等の職員をオペ レーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事</p>	<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護 従業者の員数)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所の同一敷地内に次に掲げる いずれかの施設等がある場合におい て、当該施設等の入所者等の処遇に支 障がない場合は、前項本文の規定にか かわらず、当該施設等の職員をオペ レーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事</p>

業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、第65条第1項、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。）

(6)～(10) 略

(11) 略

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事

業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、第65条、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。）

(6)～(10) 略

(11) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）

(12) 略

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事

業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 略

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に

業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～12 略

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に

掲げるところによるものとする。

(1)～(7) 略

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10)・(11) 略

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサー

掲げるところによるものとする。

(1)～(7) 略

(8)・(9) 略

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサー

ビスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（記録の整備）

第42条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

ビスの選択に資すると認められる重要事項_____を掲示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（記録の整備）

第42条 略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3)・(4) 略
- (5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (6) 第28条の規定による市への通知に係る記録
- (7) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (8) 第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第47条 略

2 略

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業

- (1) 略
- (2) 第20条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3)・(4) 略
- (5) 第28条に規定する 市への通知に係る記録
- (6) 第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録
- (7) 第40条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第47条 略

2 略

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所

所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) 略

(11) 略

- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

__の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(10) 略

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) 略

- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所__の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 略

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は_____他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該_____他の事業所、施設等と一体的に運営して

事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 略

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営して

いる場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合に

いる場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

は、その態様及び時間、その際の利
用者の心身の状況並びに緊急やむを
得ない理由を記録しなければならない
い。

(7)～(9) 略

(記録の整備)

第58条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第

(5)～(7) 略

(記録の整備)

第58条 略

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第

2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

2項に規定する 苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)・(8) 略

(記録の整備)

第59条の19 略

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(1)～(4) 略

(5)・(6) 略

(記録の整備)

第59条の19 略

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第59条の9第6号の規定による
身体的拘束等の態様及び時間、その
際の利用者の心身の状況並びに緊急
やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の
規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第
2項の規定による苦情の内容等の記
録

(6) 前条第2項の規定による事故の状
況及び事故に際して採った処置につ
いての記録

(7) 略

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13
条まで、第15条から第18条まで、
第20条、第22条、第28条、第3
2条の2、第34条から第38条ま
で、第40条の2、第41条、第53
条、第59条の2、第59条の4及び
第59条の5第4項並びに前節（第5
9条の20を除く。）の規定は、共生
型地域密着型通所介護の事業について

(3) 次条において準用する第28条に
規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第
2項に規定する苦情の内容等の記
録

(5) 前条第2項に規定する事故の状
況及び事故に際して採った処置につ
いての記録

(6) 略

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13
条まで、第15条から第18条まで、
第20条、第22条、第28条、第3
2条の2、第34条から第38条ま
で、第40条の2、第41条、第53
条、第59条の2、第59条の4及び
第59条の5第4項並びに前節（第5
9条の20を除く。）の規定は、共生
型地域密着型通所介護の事業について

準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。））」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。））」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」

準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。））」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。））」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。））」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」

と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務

と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務

に従事することができるものとする。

2・3 略

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(7) 略

(記録の整備)

第59条の37 略

2 指定療養通所介護事業者は、利用者

に従事することができるものとする。

2・3 略

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

(3)～(5) 略

(記録の整備)

第59条の37 略

2 指定療養通所介護事業者は、利用者

に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(管理者)

に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する 市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

(利用定員等)

第65条 略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

(利用定員等)

第65条 略

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定

介護予防サービスをいう。以下同じ。) 、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務

介護予防サービスをいう。以下同じ。) 、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは_____指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務

に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、_____他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供

に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)・(8) 略

(記録の整備)

第79条 略

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の

(5)・(6) 略

(記録の整備)

第79条 略

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 略

(従業者の員数等)

第82条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

- (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 略

(従業者の員数等)

第82条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の

職務に従事することができる。

当該指定 小規模多 機能型居 宅介護事 業所に中 欄に掲げ る施設等 のいずれ かが併設 されてい る場合	指定認知症対応型共同 生活介護事業所、指定 地域密着型特定施設、 指定地域密着型介護老 人福祉施設、指定介護 老人福祉施設、介護老 人保健施設_____	略
略		

7～13 略

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならな

職務に従事することができる。

当該指定 小規模多 機能型居 宅介護事 業所に中 欄に掲げ る施設等 のいずれ かが併設 されてい る場合	指定認知症対応型共同 生活介護事業所、指定 地域密着型特定施設、 指定地域密着型介護老 人福祉施設、指定介護 老人福祉施設、介護老 人保健施設、 <u>指定介護 療養型医療施設（医療 法（昭和23年法律第 205号）第7条第2 項第4号に規定する療 養病床を有する診療所 であるものに限る。）</u>	略
略		

7～13 略

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならな

い。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務

_____に従事することができるものとする。

2 略

い。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条、第192条第3項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護の具体的な取扱方針）

第92条 指定小規模多機能型居宅介護

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条_____及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護の具体的な取扱方針）

第92条 指定小規模多機能型居宅介護

の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等

_____を行ってはならない。

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電

の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）

_____を行ってはならない。

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

話装置等を活用して行うことができ
きるものとする。)を3月に1回
以上開催するとともに、その結果
について、介護職員その他の従業
者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための
指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対
し、身体的拘束等の適正化のため
の研修を定期的実施すること。

(8)・(9) 略

第106条 略

(利用者の安全並びに介護サービスの
質の確保及び職員の負担軽減に資する
方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居
宅介護事業者は、当該指定小規模多機
能型居宅介護事業所における業務の効
率化、介護サービスの質の向上その他
の生産性の向上に資する取組の促進を
図るため、当該指定小規模多機能型居
宅介護事業所における利用者の安全並

(7)・(8) 略

第106条 略

びに介護サービスの質の確保及び職員
の負担軽減に資する方策を検討するた
めの委員会（テレビ電話装置等を活用
して行うことができるものとする。）
を定期的に開催しなければならない。

（記録の整備）

第107条 略

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者
は、利用者に対する指定小規模多機能
型居宅介護の提供に関する次に掲げる
記録を整備し、その完結の日から5年
間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第20条第
2項の規定による提供した具体的な
サービスの内容等の記録

(4) 第92条第6号の規定による身体
的拘束等の態様及び時間、その際の
利用者の心身の状況並びに緊急やむ
を得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条の
規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第

（記録の整備）

第107条 略

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者
は、利用者に対する指定小規模多機能
型居宅介護の提供に関する次に掲げる
記録を整備し、その完結の日から5年
間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第20条第
2項に規定する提供した具体的な
サービスの内容等の記録

(4) 第92条第6号に規定する身体
的拘束等の態様及び時間、その際の
利用者の心身の状況並びに緊急やむ
を得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条に
規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第

2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は_____

他の事業所、施設等_____

_____の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(管理者による管理)

2項に規定する 苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 略

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所

若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、_____

____当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第125条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業

者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、

施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第125条 略

を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染

症をいう。以下同じ。)の発生時等の
対応を取り決めるように努めなければ
ならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業

者は、協力医療機関が第二種協定指定
医療機関である場合においては、当該
第二種協定指定医療機関との間で、新
興感染症の発生時等の対応について協
議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業

者は、利用者が協力医療機関その他の
医療機関に入院した後に、当該利用者
の病状が軽快し、退院が可能となった
場合においては、再び当該指定認知症
対応型共同生活介護事業所に速やかに
入居させることができるように努めな
ければならない。

7・8 略

(記録の整備)

第127条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業

者は、利用者に対する指定認知症対応
型共同生活介護の提供に関する次に掲

2・3 略

(記録の整備)

第127条 略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業

者は、利用者に対する指定認知症対応
型共同生活介護の提供に関する次に掲

げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第115条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第117条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、

げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第115条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第117条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 略

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、

第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条、第104条及び第106条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、

第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条_____の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、

「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第130条 略

2～6 略

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 略

「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第130条 略

2～6 略

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 略

(2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

(2) 略

8～10 略

1.1 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

(3) 略

8～10 略

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は_____

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地

_____他の事業所、施設等若しくは
本体施設の職務（本体施設が病院又は
診療所の場合は、管理者としての職務
を除く。）若しくは併設する指定小規
模多機能型居宅介護事業所若しくは指
定看護小規模多機能型居宅介護事業所
の職務に従事することができるものと
する。

（協力医療機関等）

第147条 略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活

介護事業者は、前項の規定に基づき協
力医療機関を定めるに当たっては、次
に掲げる要件を満たす協力医療機関を
定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等に

において医師又は看護職員が相談対応
を行う体制を、常時確保しているこ
と。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居

者生活介護事業者からの診療の求め
があった場合において診療を行う体
制を、常時確保していること。

内にある他の事業所、施設等若しくは
本体施設の職務（本体施設が病院又は
診療所の場合は、管理者としての職務
を除く。）若しくは併設する指定小規
模多機能型居宅介護事業所若しくは指
定看護小規模多機能型居宅介護事業所
の職務に従事することができるものと
する。

（協力医療機関等）

第147条 略

3 指定地域密着型特定施設入居者生活

介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活

介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活

介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活

介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指

定地域密着型特定施設に速やかに入居
させることができるように努めなけれ
ばならない。

7 略

(記録の整備)

第148条 略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活
介護事業者は、利用者に対する指定地
域密着型特定施設入居者生活介護の提
供に関する次に掲げる記録を整備し、
その完結の日から5年間保存しなけれ
ばならない。

(1) 略

(2) 第136条第2項の規定による提
供した具体的なサービスの内容等の
記録

(3) 第138条第5項の規定による身
体的拘束等の態様及び時間、その際
の利用者の心身の状況並びに緊急や
むを得ない理由の記録

(4) 第146条第3項の規定による結
果等の記録

(5) 次条において準用する第28条の

2 略

(記録の整備)

第148条 略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活
介護事業者は、利用者に対する指定地
域密着型特定施設入居者生活介護の提
供に関する次に掲げる記録を整備し、
その完結の日から5年間保存しなけれ
ばならない。

(1) 略

(2) 第136条第2項に規定する 提
供した具体的なサービスの内容等の
記録

(3) 第138条第5項に規定する 身
体的拘束等の態様及び時間、その際
の利用者の心身の状況並びに緊急や
むを得ない理由の記録

(4) 第146条第3項に規定する 結
果等の記録

(5) 次条において準用する第28条に

規定による市への通知に係る記録

- (6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 略

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条及び第106条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地

規定する市への通知に係る記録

- (6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 略

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条_____の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地

域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

第151条 略

2～7 略

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認め

域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

第151条 略

2～7 略

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認め

られるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) 略

(3) 病院 栄養士又は____管理栄養士
(病床数100以上の病院の場合に限る。) _____

(4) 略

9～17 略

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 医務室

医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設で

られるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) 略

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士
(病床数100以上の病院の場合に限る。) 又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。) _____

(4) 略

9～17 略

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 医務室

医療法_____第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設で

あるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) 略

2 略

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等

あるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7)～(9) 略

2 略

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師_____との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、 他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 第157条第5項の規定による身

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 略

(5) 第157条第5項に規定する身

体的拘束等の態様及び時間、その際
の入所者の心身の状況並びに緊急や
むを得ない理由の記録を行うこと。

(6) 第177条において準用する第3
8条第2項の規定による苦情の内容
等の記録を行うこと。

(7) 第175条第3項の規定による事
故の状況及び事故に際して採った処
置についての記録を行うこと。

(協力医療機関等)

第172条 指定地域密着型介護老人福
祉施設は、入所者の病状の急変等に備
えるため、あらかじめ、次の各号に
掲げる要件を満たす協力医療機関（第
3号の要件を満たす協力医療機関に
あつては、病院に限る。）を定めてお
かなければならない。ただし、複数の
医療機関を協力医療機関として定める
ことにより当該各号の要件を満たすこ
ととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等に
おいて医師又は看護職員が相談対応
を行う体制を、常時確保しているこ

体的拘束等の態様及び時間、その際
の入所者の心身の状況並びに緊急や
むを得ない理由を記録する こと。

(6) 第177条において準用する第3
8条第2項に規定する 苦情の内容
等を記録する こと。

(7) 第175条第3項に規定する 事
故の状況及び事故に際して採った処
置について記録する こと。

(協力病院 等)

第172条 指定地域密着型介護老人福
祉施設は、入院治療を必要とする入所
者のために、あらかじめ、協力病院

_____ を定めてお
かなければならない。

と。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設

は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設

は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 略

(記録の整備)

第176条 略

2 指定地域密着型介護老人福祉施設

は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

2 略

(記録の整備)

第176条 略

2 指定地域密着型介護老人福祉施設

は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第155条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 略

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、　

- (1) 略
- (2) 第155条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 略

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15及び

第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有す

第59条の17第1項から第4項まで_____の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有す

る者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第187条 略

2～4 略

5 ユニット型指定地域密着型介護老人

福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 略

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第106条の2、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護

る者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第187条 略

2～4 略

5 略

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで____、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護

老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の1第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189

老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の1第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189

条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第191条 略

2～6 略

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施

条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第191条 略

2～6 略

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施

設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) 略

(4) 略

8～14 略

(管理者)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護

設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) 略

(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

(5) 略

8～14 略

(管理者)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護

事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等_____の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、

事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で

若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を 妥当適切に行うものとする。

(2)～(6) 略

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

(8)～(12) 略

_____ 妥当

適切に行うものとする。

(2)～(6) 略

(7)～(11) 略

(記録の整備)

第201条 略

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 第197条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) 略

(6) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事

(記録の整備)

第201条 略

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 第197条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) 略

(6) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事

故に際して採った処置についての記録

(10) 略

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで、第106条及び第106条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問

故に際して採った処置についての記録

(10) 略

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条_____の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問

介護看護従業者」とあり、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあり、並びに第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

介護看護従業者」とあり、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあり、並びに第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の矢板市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第34第3項(新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新条例第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第106条の2(新条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第106条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第5条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第172条第1項(新条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議案第20号

矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和6年2月22日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年矢板市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他</p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他</p>

の職務に従事し、又は_____の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

(利用定員等)

第9条 略

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは健康保険法等の一部を

の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

(利用定員等)

第9条 略

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施

改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設

_____の運営（第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____

設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）の運営（同条第7項_____及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内

_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、_____他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

(掲示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項_____を記載した書面を当該指定介護予防認知症対

にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

(掲示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を掲示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対

応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護

事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第40条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」）と

応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第40条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

いう。)の態様及び時間、その際の
利用者の心身の状況並びに緊急やむ
を得ない理由の記録

(4) 第24条の規定による市への通知
に係る記録

(5) 第36条第2項の規定による苦情
の内容等の記録

(6) 第37条第2項の規定による事故
の状況及び事故に際して採った処置
についての記録

(7) 略

(指定介護予防認知症対応型通所介護
の具体的取扱方針)

第42条 指定介護予防認知症対応型通
所介護の方針は、第4条に規定する基
本方針及び前条に規定する基本取扱方
針に基づき、次に掲げるところによる
ものとする。

(1)～(9) 略

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介
護の提供に当たっては、当該利用者
又は他の利用者等の生命又は身体を
保護するため緊急やむを得ない場合

(3) 第24条に規定する市への通知
に係る記録

(4) 第36条第2項に規定する苦情
の内容等の記録

(5) 第37条第2項に規定する事故
の状況及び事故に際して採った処置
についての記録

(6) 略

(指定介護予防認知症対応型通所介護
の具体的取扱方針)

第42条 指定介護予防認知症対応型通
所介護の方針は、第4条に規定する基
本方針及び前条に規定する基本取扱方
針に基づき、次に掲げるところによる
ものとする。

(1)～(9) 略

を除き、身体的拘束等を行ってはない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12)～(15) 略

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第44条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄

(10)～(13) 略

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

(従業者の員数等)

第44条 略

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄

に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定 介護予防 小規模多 機能型居 宅介護事 業所に中 欄に掲げ る施設等 のいずれ かが併設 されてい る場合	指定認知症対応型共同 生活介護事業所、指定 地域密着型特定施設、 指定地域密着型介護老 人福祉施設、指定介護 老人福祉施設、介護老 人保健施設_____	略
略		

7～13 略

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型
居宅介護事業者は、指定介護予防小規
模多機能型居宅介護事業所ごとに専ら

に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定 介護予防 小規模多 機能型居 宅介護事 業所に中 欄に掲げ る施設等 のいずれ かが併設 されてい る場合	指定認知症対応型共同 生活介護事業所、指定 地域密着型特定施設、 指定地域密着型介護老 人福祉施設、指定介護 老人福祉施設、介護老 人保健施設、 <u>指定介護 療養型医療施設（医療 法（昭和23年法律第 205号）第7条第2 項第4号に規定する療 養病床を有する診療所 であるものに限る。）</u>	略
略		

7～13 略

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型
居宅介護事業者は、指定介護予防小規
模多機能型居宅介護事業所ごとに専ら

その職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務

その職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項

_____に

従事することができるものとする。

2・3 略

(身体的拘束等の禁止)

第53条 指定介護予防小規模多機能型
居宅介護事業者は、指定介護予防小規
模多機能型居宅介護の提供に当たって

に規定する指定夜間対応型訪問介護事
業者をいう。）、指定訪問介護事業者
（指定居宅サービス等の事業の人員、
設備及び運営に関する基準（平成11
年厚生省令第37号。以下「指定居宅
サービス等基準」という。）第5条第
1項に規定する指定訪問介護事業者を
いう。）又は指定訪問看護事業者（指
定居宅サービス等基準第60条第1項
に規定する指定訪問看護事業者をい
う。以下同じ。）の指定を併せて受
け、一体的な運営を行っている場合
には、これらの事業に係る職務を含
む。）若しくは法第115条の45第
1項に規定する介護予防・日常生活支
援総合事業（同項第1号ニに規定する
第1号介護予防支援事業を除く。）に

従事することができるものとする。

2・3 略

(身体的拘束等の禁止)

第53条 指定介護予防小規模多機能型
居宅介護事業者は、指定介護予防小規
模多機能型居宅介護の提供に当たって

は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等
_____を行って
_____を行って
はならない。

2 略

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行って
_____を行って
_____を行って
はならない。

2 略

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第63条 略

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護

予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの

質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介

護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サー

ビスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会

(テレビ電話装置等を活用して行うこ

とができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第64条 略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に

第63条 略

(記録の整備)

第64条 略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に

関する次に掲げる記録を整備し、その
完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第21条第
2項の規定による提供した具体的な
サービスの内容等の記録

(4) 第53条第2項の規定による身体
的拘束等の態様及び時間、その際の
利用者の心身の状況並びに緊急やむ
を得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第24条の
規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第36条第
2項の規定による苦情の内容等の記
録

(7) 次条において準用する第37条第
2項の規定による事故の状況及び事
故に際して採った処置についての記
録

(8) 略

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共

関する次に掲げる記録を整備し、その
完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 次条において準用する第21条第
2項に規定する 提供した具体的な
サービスの内容等の記録

(4) 第53条第2項に規定する 身体
的拘束等の態様及び時間、その際の
利用者の心身の状況並びに緊急やむ
を得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第24条に
規定する 市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第36条第
2項に規定する 苦情の内容等の記
録

(7) 次条において準用する第37条第
2項に規定する 事故の状況及び事
故に際して採った処置についての記
録

(8) 略

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共

同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等_____の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、

同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2・3 略

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、こ

_____当該共同生活住居の
管理上支障がない場合は、この限りで
ない。

(協力医療機関等)

第83条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活

介護事業者は、前項の規定に基づき協
力医療機関を定めるに当たっては、次
に掲げる要件を満たす協力医療機関を
定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等に
おいて医師又は看護職員が相談対応
を行う体制を、常時確保しているこ
と。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共
同生活介護事業者からの診療の求め
があった場合において診療を行う体
制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活

介護事業者は、1年に1回以上、協力
医療機関との間で、利用者の病状が急
変した場合等の対応を確認するととも

これらの事業所、施設等が同一敷地内に
あること等により当該共同生活住居の
管理上支障がない場合は、この限りで
ない。

(協力医療機関等)

第83条 略

に、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活

介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活

介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活

介護事業者は、利用者が協力医療機関
その他の医療機関に入院した後に、当
該利用者の病状が軽快し、退院が可能
となった場合においては、再び当該指
定介護予防認知症対応型共同生活介護
事業所に速やかに入居させることがで
きるように努めなければならない。

7・8 略

(記録の整備)

第85条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活
介護事業者は、利用者に対する指定介
護予防認知症対応型共同生活介護の提
供に関する次に掲げる記録を整備し、
その完結の日から5年間保存しなけれ
ばならない。

(1) 略

(2) 第76条第2項の規定による提供
した具体的なサービスの内容等の記
録

(3) 第78条第2項の規定による身体
的拘束等の態様及び時間、その際の
利用者の心身の状況並びに緊急やむ

2・3 略

(記録の整備)

第85条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活
介護事業者は、利用者に対する指定介
護予防認知症対応型共同生活介護の提
供に関する次に掲げる記録を整備し、
その完結の日から5年間保存しなけれ
ばならない。

(1) 略

(2) 第76条第2項に規定する 提供
した具体的なサービスの内容等の記
録

(3) 第78条第2項に規定する 身体
的拘束等の態様及び時間、その際の
利用者の心身の状況並びに緊急やむ

を得ない理由の記録

- (4) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 略

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条、第61条及び第63条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあ

を得ない理由の記録

- (4) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 略

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条及び第61条_____の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあ

るのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

るのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の矢板市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第32条第3項（新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第3条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第4条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第63条の2（新条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第63条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

議案第 21 号

矢板市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

矢板市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

矢板市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年矢板市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(基本方針)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「<u>地域包括支援センター</u>」という。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター_____、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条</p>

第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

5・6 略

(従業者の員数)

第3条 略

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第14条第29号において同じ。)を行う場合にあっては、当該事

第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

5・6 略

(従業者の員数)

第3条 略

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35

業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が44又はその端数を増すごとに1とする。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第4条 略

2 略

又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第4条 略

2 略

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 管理者が_____他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（内容及び手続の説明及び同意）

第5条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること_____

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（内容及び手続の説明及び同意）

第5条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ_____、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以

等につき説明を行い、理解を得なければならぬ。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等

下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならぬ。

ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 略

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)・(2) 略

6 略

7 第5項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の

3 略

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)・(2) 略

5 略

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の

使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第5項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) 略

9 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第14条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) 略

8 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第14条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) 略

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当

たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場

合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3)～(13) 略

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔^{くう}機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等 _____ 又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、モニタリング

(1)・(2) 略

(3)～(13) 略

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔^{くう}機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、モニタリング

に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回_____、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(7) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(8) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

- a 利用者の心身の状況が安定していること。
- b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ 略

(16)～(28) 略

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) 略

イ 略

(16)～(28) 略

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、_____指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(30) 略

(掲示)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項 _____ を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第30条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完

(掲示)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 _____ を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第30条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完

<p>結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳 ア～ウ 略 エ <u>第14条第15号ウ</u>に規定する モニタリングの結果の記録</p> <p>(3) <u>第14条第2号の3の規定による</u> <u>身体的拘束等の態様及び時間、その</u> <u>際の利用者の心身の状況並びに緊急</u> <u>やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) <u>第17条の規定による市町村への</u> 通知に係る記録</p> <p>(5) <u>第27条第2項の規定による苦情</u> の内容等の記録</p> <p>(6) <u>第28条第2項の規定による事故</u> の状況及びその際に採った処置につ いての記録</p>	<p>結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳 ア～ウ 略 エ <u>第14条第15号イ</u>に規定する モニタリングの結果の記録</p> <p>(3) <u>第17条に規定する</u>市町村への 通知に係る記録</p> <p>(4) <u>第27条第2項に規定する</u>苦情 の内容等の記録</p> <p>(5) <u>第28条第2項に規定する</u>事故 の状況及びその際に採った処置につ いての記録</p>
--	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の矢板市

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第23条第3項（同条例第31条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

議案第 22 号

矢板市営住宅条例の一部改正について

矢板市営住宅条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市営住宅条例の一部を改正する条例

矢板市営住宅条例（平成9年矢板市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1市営住宅の表中

「

矢板市上太田市営 住宅	矢板市上太田	簡易耐火プレハブ造平屋建	2	8
		簡易耐火プレハブ造2階建	4	24
		中層耐火構造4階建	1	52

」

を

「

矢板市上太田市営 住宅	矢板市上太田	中層耐火構造4階建	1	52
----------------	--------	-----------	---	----

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

矢板市水道事業給水条例及び矢板市水道法施行条例の一部改正について

矢板市水道事業給水条例及び矢板市水道法施行条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市水道事業給水条例及び矢板市水道法施行条例の一部を改正する
条例

(矢板市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 矢板市水道事業給水条例（平成10年矢板市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕 (水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(管理人の選定)</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕 (水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(管理人の選定)</p>

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1)・(2) 略

2 略

(水道の使用中止、変更等の届出)

第19条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

(1)・(2) 略

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

(1)～(4) 略

(使用水量の認定)

第26条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

(1)～(3) 略

2 略

第16条 次の各号の一_____に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1)・(2) 略

2 略

(水道の使用中止、変更等の届出)

第19条 水道使用者等は、次の各号の一_____に該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

(1)・(2) 略

2 水道使用者等は、次の各号の一_____に該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

(1)～(4) 略

(使用水量の認定)

第26条 管理者は、次の各号の一_____に該当するときは、使用水量を認定する。

(1)～(3) 略

2 略

(給水装置の基準違反に対する措置)

第34条 略

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(給水の停止)

第35条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1)～(3) 略

(給水装置の切離し)

第36条 管理者は、次の各号のいずれ

(給水装置の基準違反に対する措置)

第34条 略

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(給水の停止)

第35条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1)～(3) 略

(給水装置の切り離し)

第36条 管理者は、次の各号の一

かに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1)・(2) 略

(過料)

第37条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者

(2)～(4) 略

に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1)・(2) 略

(過料)

第37条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者

(2)～(4) 略

(矢板市水道法施行条例の一部改正)

第2条 矢板市水道法施行条例（平成24年矢板市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事)	(布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事)

第2条 法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設の工事又はその増設若しくは改造の工事のうち次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

第2条 法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設の工事又はその増設若しくは改造の工事のうち次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 沈澱池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第24号

固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

本市固定資産評価審査委員会委員として、下記の者を選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月22日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市

氏 名 豊田光徳

生年月日

議案第25号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本市人権擁護委員として、下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法
(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年2月22日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]
氏 名 大 貫 佳 浩
生年月日 [REDACTED]